別紙１

指定管理者候補者選定の概要（公共外貿コンテナふ頭施設等）

１　公共外貿コンテナふ頭施設等（品川ふ頭外貿岸壁外４施設）【特命】

（１）対象施設

品川ふ頭外貿岸壁（品川区東品川五丁目１番）
品川ふ頭外貿桟橋（品川区東品川五丁目地先）
青海ふ頭岸壁（江東区青海三丁目 31 番）
青海ふ頭桟橋（江東区青海三丁目地先）
中央防波堤外側ふ頭桟橋（Ｙ１）（大田区令和島一丁目１番地先）

（２）指定管理者候補者の名称

東京港埠頭株式会社

（３）特命理由

外貿コンテナふ頭（岸壁・桟橋・荷さばき施設等）の管理運営実績とノウハウを活用し、都が所有する岸壁・桟橋と、候補者団体が所有する背後の荷さばき施設（ガントリークレーン・ヤード等）を一体的に管理運営することで、使いやすい港づくりを進め、消費者である都民の生活の向上につなげるため。

（４）議事要旨

ア　選定経緯

・第１回選定委員会

「特命」により指定管理者候補者を選定することを決定

・第２回選定委員会

選定基準、評価方法及び事業計画書等の審査
指定管理者候補者の決定

イ　選定理由

・　背後施設の利用状況に合わせ係船調整等を行うなど、これまでに培ったノウハウやネットワークを活用した確実な管理運営について提案されている。

・　都の管理運営基準に沿った管理・監督体制が確保されており、背後施設等との一体的な工事発注や荷役作業への影響に配慮した施工など、効率的な維持管理について提案されている。

（５）候補者の事業計画概要

管理運営に関する基本的事項、人員配置計画、運営管理計画、施設維持管理計画及び施設の使用許可等については、以下のＵＲＬをご参照ください。

https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/about/shiteikanrisya/sentei